(驛遞局認可)

時事新報

第千四百十九號
明治十九年十月廿九日 金曜日
舊丙戌十月三日 (壬、戌)
日出午前六時二十分 日入午後五時七分
月出午前八時零一分 月入午後六時五十分
滿潮 午前六時三十三分 午後六時五十五分
(西暦一千八百八十六年)

(日曜日休刊) (定價金二錢)

時事新報定價 (明治十九年十月一日改正)
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰 日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	料八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

米國貿易家の進路 (前號の續)

今の米國輸出商は一手にして種々の商品を扱ひ絹布も銅器も紙も漆器も同人同時に之を輸出するの有樣にして人々萬屋ならざるはなし斯くて此方が萬屋なれば先方の取引先きも亦同じく萬屋にして其取引高の大ならざるのみならず或る一商品に就き實用時好に注意すること餘り緊切ならざるが故に共々其商品を改良して需要の區域を廣むるの念も亦甚だ薄きが如し例へば日本の縮緬は一時米國人の需要に出逢ふて貿易品中重要の品物たらんとせしが近來廣東縮緬として支那より輸出するものに壓倒せられ其需要ますます減ずるの趣ある其次第は他に非ず縮緬は大抵婦人服に用ゆるを常とすれば腰を掛け肱を曲ぐる等の作用にて皺くちゃにならぬを珍重すれども近來日本より輸出する縮緬は外國婦人の衣服として其幅及び長さの不都合なるのみならず品質の粗末なるや久しく腰など掛け居れば其皺痕容易に去らざるが故に威儀外觀を重んずる貴婦人は皆な日本縮緬を好まず廣東縮緬には此事なきとて之を採用する由なり此説たる我輩が久しく米國に在留して其事情に通ずる人に傳聞して左もありなんと感じたるものなれども日本の輸出商中には未だ縮緬の寸尺織方を改良して外國向きに適することを謀る者あるを聞かざるが如し畢竟此の輸出商等は絹布一方の輸出商に非ずして俗に云ふ喰ひ散しの性質を帶び此品を輸出して賣れざれば其何故に賣り捌けざるやの原因を究めずして忽ち又他の品に移り絹布なり陶器なり一個専門に輸出して之を専門の取引先きに賣り渡すの覺悟なきが故なり是を今日に於て日本品が米國大問屋の手に掛らざる其商域を尋常小賣萬屋に限る所以にして我外國貿易上甚だ嘆ず可き事共なりと雖ども是れは獨り今の米國輸出商の罪のみに非ず畢竟日本工業の甚だ不完全なるに致す所なれば今後外國貿易に從事するものは傍らより促して此工業を發達せしむること甚だ肝要なる可し

今工業上より一國を區別すれば器械の國と手藝の國との二つと爲る可し而して彼の歐米諸國の如きは孰れも器械の國にして凡百の商品、器械を假りて之を製造するが故に大小精粗毫も相差はず縱へ幾千萬個の品を集むるとも同品は何處までも同品にして専門の大問屋は一個の見本を檢覽して全體の商品を賣買せることを得べしと雖ども日本の商品は之れに異なり日本は工業上より云へば所謂手藝の國にして凡百の商品を製するに概ね人の指先のみを以てするが故に大小精粗不揃にして幾千萬個の商品は見本と同一なる能はず之を取引するに當ても一々荷物を開放して其大小精粗を檢せざる可らず故に専門の大問屋は寧ろ其煩はしきに堪へずして其取引を拒絶するの趣あり現に彼の生糸の如き日本の商品中にては最も整備したるものなれども之を取引するに當ては一々其精粗重量等を檢するの煩あり其他の商品は推して知る可し即ち今日の實際に於て日本の商品が米國大問屋の手に掛らず其商域を小賣萬屋に限りて其取引の甚だ狹小なる所以ならん且つ又手藝國の品物は大小精粗不揃なるが爲めに一朝器械國に入りて不都合を生ずるの例少なからず先年米國にて蝙蝠傘の握柄に日本の瀬戸物を用ゐるの流行ありし折、日本商は米國の専門蝙蝠傘屋の注文を受けて瀬戸物の握柄を米國に輸出したるに例の手加減の陶造なれば一々器械的製の傘軸に合はず左ればとて此傘軸と一々不揃の瀬戸物に合はせるには其煩勞測る可らずとて忽ち愛想をつかされたりと云ふ右の如く日本商品は手藝國の宿弊として大小精粗兎角不揃なるが爲め専門大問屋の手に掛らず其商域も亦甚だ狹隘なれば今後米國輸出商は内の製造家と協力して成る丈け同一の商品を製出せしむるの覺悟なかる可らず某商人の説に據れば米國輸出品中にて成る丈け品質を同一にし追て彼の専門問屋に賣り込むの望ある者は差向き銅器絹布陶器紙の類なる可しと云へり兎に角米國の貿易も年々擴張するに就ては我貿易家も其輸出商品を調製するに臨んで當初米國人の好奇心に投ずることを勉めたるの念を去り今後は日本の技術を以て米國人の實用に適する樣に製したる品物を撰み之れと同時に其品質大小を同うして彼の専門問屋と取引するの覺悟なかる可らず從來の如く雜商が一時一回の小利を見込んで一手に種々の品物を輸出し之を先方の小賣萬屋に卸賣するの筆法を守らば可惜日米の貿易も容易に發達するの期なかる可しと信ずるなり(畢)

官報

○内務省告示第二十八號

左ノ地方ハ虎列刺病流行地ヲ解除ス

東京府、千葉縣、福井縣、和歌山縣

明治十九年十月廿八日 内務大臣伯爵山縣有朋

○珠算廢止の訓令 文部省に於ては明治二十年四月一日を期し會計事務上に珠算を廢して筆算を用ふべき旨を省内並に直轄學校等に訓令せり其要旨大略左の如し

珠算筆算ノ得失ヲ辯スルニ方リ大體筆算ノ利且便ナルハ世論ノ許ス所ナリト雖會計事務上ニ要スル加減ノ運算ニ至リテハ兩種各々長短アルノ議ヲ免レス試ニ珠算ヲ便トスル要旨ヲ列擧スレハ速算ニ便ナルコト、精神ヲ疲勞スルコト少ナキカ故ニ久シク事務ニ堪フルヲ得ヘキコト、本邦人ノ珠算ニ慣練スル久シキカ故ニ之ヲ廢スルハ實際上差支ヲ生スヘキコト、傳票其ノ他ノ書類ハ皆ニ日本數字ヲ用フルカ故ニ筆算ヲ以テ計算スルニ不便ナルコト等ノ數項トス然レトモ其ノ便否得失ヲ精査スルトキハ畢竟珠算ノ便ハ筆算ノ便ニ如カサルカ如シ蓋(一)珠算ノ速算ニ便ナルハ珠算ノ特性ニ非ス畢竟本邦人ノ珠算ヲ慣用スルコト久シクシテ熟練ヲ得ルコト極メテ多キニ由ルコトニシテ筆算ト雖熟練ヲ得ル久シキトキハ速算ニ差支ナキニ至ラン要スルニ彼是其ノ熟練ニ由リテ生スル結果ノ如キハ之ヲ論外ニ置カサルヘカラス(二)珠算ハ算盤ヲ用フルカ故ニ或ハ精神ヲ疲勞スルコト少カルヘシト雖筆算トナモ亦熟練ノ後ハ敢テ精神ヲ疲勞スルニ至ラサルヘシサレハ彼是執務ニ堪へ得ルノ時間ニ於テハ著シキ長短ヲ生セサルノ理ナリ且珠算ハ只管算盤ニ依頼スルヨリ精神ノ作用ヲ遲鈍ナラシメ又ハ記臆力ヲ弱クシ注意力ヲ減シ專ラ機械的ニ事務ヲ取ルノ慣習ヲ生シ爲ニ新案ヲ工夫シ改良ヲ圖ルノ思考力ヲ妨碍スルコト少カラサルヘシ然ルニ筆算ヲ用フルトキハ精神ノ作用ヲ活潑ニシテ記臆ヲ强クシ注意ヲ密ニシ思考ヲ勵クスル等ノ利益ヲ生スヘシ(三)慣練ノ法ヲ捨テ不慣熟ノ法ヲ取レハ實際上一時ノ差支ヲ生スルハ勢ノ免カルヘカラサルモノナレトモ新法ニシテ舊法ニ優ルアラハ一時ノ不便ハ之ヲ忍フモ速ニ改ムルコト當然ナリ若シ一時ノ不便ヲ恐レテ之ヲ猶豫スルトキハ到底之ヲ改ムルノ期ナカルヘシ且之ヲ改ムルコト一日早ケレハ筆算ノ慣練ヲ得ルニ一日ノ益アリサレハ珠算ヲ捨テ筆算ヲ取ルカ如キハ一時從來ノ慣練ヲ捨ツルノ損アレトモ暫ク之ヲ忍ヒ速ニ筆算ノ更ニ大ナル便益ヲ取ルニ如カサルナリ(四)傳票其他ノ書類ハ重ニ日本數字ヲ用フルカ故ニ筆算ヲ以テ計算スルニ不便ナリト云フモ畢竟現ニ行ハルヽ書類ニ付キテ論スルモノニ過キス今已ニ珠算ヲ廢シ筆算ヲ用フルトセハ傳票其他ノ書類ハ亞剌比亞數字ニ改正セサル可ラス尤數字ノミニ限ラス一般書類ノ體裁等モ可成丈筆算ヲ用フル上ニ付キ實際ノ差支ナキ樣簡便ノ準備ヲナストキハ今日筆算ヲ用フルトモ敢テ計算ノ不便ヲ見サルヘシ右ニテ珠算ノ便ハ筆算ノ便ニ及ハサルコト明ナリト雖モ尚更ニ一二ノ筆算ヲ便トスル理由ヲ列擧スレハ(一)誤謬ヲ撿出スルニ便ナリ(二)數字ヲ高唱スルコトナキカ故ニ他人ノ思考力ヲ妨碍セス(三)算盤ヲ用フルノ煩ナシ(四)珠算ハ數字ヲ讀ム者ト算盤ヲ執ル者ト二名以上ヲ要スル時筆算ハ一人ニテ辨シ得ル等ノ利益アリ云々

○帝國大學貸費生 帝國大學に於ては願に依り左の學生四十七名に分科大學貸費及官廳會社貸費を聞屆けたり

文科大學哲學科第三年生[illegible]淵之、同第二年生西村鎌三、同第一年生大西祝、下山寛一郎、同學和文學科第二年生上田萬年、同第一年生三上三次、以上文科大學貸費

理科大學星學科第一年生飯島正之助、同學化學科第一年生洲田繼苗、同學動植物學科第一年生三好學、岡村金太郎、相川鉄太郎、同學地質學科第三年生柴田初太郎 同第二年生松島鉦四郎、以上理科大學貸費

法科大學政治學科第二年生山口壯吉、武井才次郎、同第一年生志村源太郎、文科大學哲學科第二年生高柳收太郎、同第一年生渡邊董之介、同學和文學科第一年生高津鍬三郎、理科大學數學科第一年生元田傳、同學化學科第一年生小川正孝、同學動植物學科第一年生岸上鎌吉、同學地質學科第三年生大塚專一、以上文部省貸費(以上十月十四日)

工科大學土木工學科第一年生原川康四郎、岡瀬新兵衛、以上内務省貸費

工科大學土木工學科第二年生山上正夫、同第一年生岡崎芳樹、西尾虎太郎、丹羽鋤彦、增田禮作、飯沼恭次郎、以上内務省土木局貸費

法科大學政治學科第二年生木内重四郎、同第一年生朝比奈和泉、工科大學土木工科第三年生長崎董十郎、同學機械工學科第二年生胡泰正三、同學電氣工學科第三年生丹羽正道、同第一年生小木虎次生、同學造家學科第一年生橫河民輔、同學應用化學科第三年生土井助三生、同第一年生坪井仙太郎、同學採鑛冶金學科第二年生堀悌三郎、以上三菱社貸費

工科大學土木工學科第二年生岸金三郎、同學應用化學科第一年生外濱藤次郎、同學採鑛冶金學科第二年生秋山篤一、同第一年生西山省吾、以上藤田組貸費

工科大學土木工學科第二年生野口榮馬、右大倉組貸費

工科大學電氣工學科第一年生中川碩太郎、右東京電燈會社貸費(以上十月十九日)

(以上本年十月二十八日官報)

雜報

○安南國王 ドンカナハ先頃國中を巡行せしが其節佛國駐在官は之を護衛せしむるに立派に戎裝したる儀仗兵若干を以てしたれば人民は之を見て大に喜び佛國を稍猜忌するの念を減じたる由左れば此一事は佛國に取ては甚だ都合好き事ならん只だ惜むべきは氣候の惡かりし爲先王は病氣となり全く巡行を終らずして中途に止りたる事あり又同國王は今まで嘗て國中の巡回をなしたる事なしと同國順化府よりの通信に見へたり

○緬甸の民心 去頃或る緬甸在留れ耶蘇宣教師ガッソワといへる土人と談話せし時其土人の物語るには來る十一月頃には支那より兵を送りて緬甸を征討せる事なるべし何となれば近來緬甸より支那に向つて朝貢使の送遣を廢したればなり且又土人中に風說せる所によれば過般緬甸人民は支那帝に書を送りて國王チーバウは敗軍して英國の爲めに擒となりたる旨を報じ且帝に請求するに前王チーバウの位を復するか或は別に一王を立てん事を以てしたる由なれば支那は英國に向つて此事を談判するに相違なく其時に至つて英國が若し右二箇條の一をも承諾せざる時は緬甸人民は國を擧て支那に委托し同帝の版圖となる事に盡力する事あるべしと云ひければ右宣教師は其所說の誤謬にして全く當時れ事情に通せざるより起れる事を新聞紙等を以て證明し

答辯まゐるもッ…
冷よ向ひ遠征に遠…
する事あるべしと…
へたり

○英露海軍將官の…
ルトン氏は旗艦を…
日巨文島を出帆し…
り浦鹽斯德港へ赴…
タコッフ氏よ訪問…
交際れ有樣は頗る…
へたり

○米國の綿産 …
年八月三十一日…
は六百五十五萬…
千九百九十一俵…
十六俵は内國紡績…
千七百二十八俵…
紐育領事館より…

○改良演劇興行…
り新富座の如き…
を寫出さんとを…
は近世民權自家…
し昨今其筋書な…
批評を乞ひ新富…
よし

○劇場の電氣燈…
瓦斯燈を用ゐる…
に炭酸瓦斯の分…
瓦斯燈にて電氣…
り又炭酸瓦斯は…
二十六日東洋學…
土間 …
棧敷 …
棧敷中央 … 瓦

○演劇時間短縮…
劇時間を短縮す…
爲りしが此說け…
甚論れ未だ世よ…
と云ふ昨年五月…
演劇時間短縮說…
如し
(前略)都會の…
に始め深夜ま…
惡臭の内よ媼…
ぢ火鉢を擁く…
物は悉く之れ…
々の精神諸…
意り晉々濱…
東京試驗所…
よ新富座れ如…
一、四二多な…
約三倍乃至四…
にして外大氣…
八乃至一、…
三倍なり是…
酸一容と炭…
居に宜しか…
過するを見…
下れ劇場之…
加へて日本…
に止む可ら…
れを論外に…
喫烟の制の…
と雖も其最…
するの制を…
定むし七時乃…

○かなの會 …
區青柴町三丁…